

鹿児島で働くあなたを 応援します!!

鹿児島県の 大学等奨学金返還支援制度



※大学等卒業後、鹿児島県で就業し、一定の要件を満たした場合には、借り受けた奨学金相当額を助成します。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 鹿児島県育英財団

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号(県庁行政庁舎17階)
TEL:099-286-5244



©鹿児島県ぐりぶー

鹿児島県育英財団

検索

大学等奨学金返還支援制度

応募資格

鹿児島県内の高等学校等を卒業した(する)者又は鹿児島県外の高等学校等を卒業した(する)者(鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で県内の中学校を卒業した者に限る。)のうち、次の要件のいずれにも該当する者

【大学等入学予定者】

- ① 次年度に大学、短期大学、専修学校(専門課程)に進学予定の者又は高等専門学校第4学年に進級予定の者
- ② 日本学生支援機構第一種奨学金の学力・家計基準を満たし、当該奨学金の貸与を申請した者又は申請する予定の者
- ③ 大学等卒業後、鹿児島県内企業等に就業する意志があり、かつ県内居住を希望する者

【大学等卒業予定者】

- ① 現在大学又は大学院に在学し、次年度中に卒業(修了)予定の者
- ② 日本学生支援機構第一種奨学金もしくは鹿児島県育英財団大学等奨学金の貸与を受けている者、又は受けていた者
- ③ 大学等卒業後、鹿児島県内企業等に就業する意志があり、かつ県内居住を希望する者

【社会人】

- ① 大学又は大学院を卒業(修了)した者
- ② 申請時に、県外に居住しており、かつ、次のいずれかに該当する者
 - ・県外において正規雇用で就業している
 - ・申請時以前おおむね4年以内に正規雇用で就業した期間(おおむね2年以上)がある
- ③ 申請する翌年度4月1日現在で満35歳未満である者
- ④ 日本学生支援機構第一種奨学金又は鹿児島県育英財団大学等奨学金の貸与を受けた者
- ⑤ 県内企業等に就業する意志があり、かつ、県内居住を希望する者

募集人員

●人材育成枠(大学等入学予定者): **70人程度** ●地域活性化枠(大学等卒業予定者・社会人): **30人程度**

支援対象金額

大学等在学中に借り受けた奨学金の全額

支援の概要

鹿児島県内に居住し、県内企業等に継続して就業するなどの要件を満たしている間、奨学金の返還を支援します。

- (●企業等への就業などを確認 ⇨ 前1年分の本人返還額を確認し、同額を交付
●支援途中での離職を確認 ⇨ 支援を打ち切り)

支援候補者の決定

書類審査及び必要に応じ面接を実施し、選考後、その結果を文書でお知らせします。

応募方法など詳しくは、鹿児島県育英財団のホームページをご覧ください!

【鹿児島県育英財団ホームページ】 <http://www.kagoshima-ikuei.jp/>